

## ■木の家づくりに関する森林・木材協定

### (目的)

第1条 この協定は、「特定非営利活動法人木と家の会」(以下「甲」という。)と「れいほくもり森林と木の会」(以下「乙」という。)との合意の下、持続可能な森林経営と良質な住まいづくりを推進するため、甲の取り組む住まいづくりに乙が供給する木材需給に関する事項及びその木材を産出する森林の取り扱いに関する事項等について定める。

### (協定締結者の責務)

第2条 甲並びに乙は、森林の果たす公益的な機能及び良質な住まいの社会資本としての性格に鑑み、協定締結の趣旨に従い、信義をもって誠実にこれを履行するものとする。

### (協定の対象)

第3条 協定の対象は、甲の進める家づくりに供給される主要な木材、それを産出する森林の整備及び住まいづくりにおける取り組みとする。

### (木材に関して取り組むべき事項)

第4条 甲の進める家づくりに供給される主要な木材とは、第5条の協定森林から産出されるもので、その受け渡しは以下の取り決めに従うものとする。

1. 樹種:杉及び桧を対象とする。
2. 寸法:別表1を標準寸法とする。
3. 品質:乙は木材強度、乾燥などに関する研究、試験、検査などを行い、供給する木材の性能を明らかにすることに努める。
4. 製材:使用目的と寸法に応じて選別された原木を用い、使用部位を考慮しながら適切な製材を行う。
5. 乾燥管理:自然乾燥を原則とする。製材後の乾燥管理は木材が手元にあるところが責任を持って適切に行う。
6. 発注と決済:発注と決済は甲に所属する材木店又は工務店と乙の間で行う。納期は発注時に双方の合意により決定する。
7. 価格:木材価格は甲、乙双方が合意した価格算定方式に基づき決定する。

### (森林の整備に関して取り組むべき事項)

第5条 甲及び乙は、別表2の要件を満たす森林を協定森林として指定する。

- 2 協定森林の整備に関して取り組むべき事項は別表3のとおりとする。

### (住まいづくりに関して取り組むべき事項)

第6条 甲は、四国産木材の優れた特質を活かした良質な住まいを住み手に提供すると共に、その普及のための広報活動と、継続的な住まいづくりが可能な生産システムを整備する活動を行う。乙は必要に応じてそれに協力する。

- 2 住まいづくりに関して取り組むべき事項は別表4のとおりとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定は、協定締結日から2年間効力を有するものとする。

2 この協定は、有効期限日までに、甲又は乙から協定の延長をしない旨の通知がない場合は、自動的に1年間延長されるものとする。

(協定の破棄)

第8条 この協定の廃止又は変更は、甲並びに乙の両者の合意によらなければならない。ただし、協定の有効期限日までに、甲又は乙から協定の延長をしない旨の通知がなされ、有効期間が満了した場合はこの限りでない。

(運営協議会)

第9条 この協定に規定する事項及び協定に基づく事業の実施について協議する機関として、甲並びに乙から選出された同数の代表による「故郷のある家づくり 運営協議会」を設置する。

2 この協定につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、運営協議会の協議を経て定めるものとする。

平成14年9月6日

(甲)高松市栗林町

特定非営利活動法人 木と家の会 会長 戸塚元雄

(乙)高知県土佐郡土佐町

れいほくもり森林と木の会 会長 窪内康夫

(別表1)木材規格(標準寸法)協定事項

土台	長さ	3m、4m(赤身)
	断面	125mm×125mm、155mm×155mm
大引き	長さ	3m、4m
	断面	110mm×110mm、125mm×125mm
管柱	長さ	3m、4m
	断面	125mm×125mm
通し柱	長さ	4m、6m
	断面	125mm×125mm、155mm×155mm、185mm×185mm
横架材	長さ	4m、6m
	断面	125mm×125mm、125mm×155mm、125mm×215mm、 125mm×245mm、 125mm×305mm、155mm×215mm、155mm×245mm、155mm ×305mm
	長さ	4.5m、6.5m
	断面	125mm×215mm、125mm×245mm、125mm×305mm、

		155mm×215mm、155mm×245mm、155mm×305mm
板 材	長さ	2m、4m
	断面	15mm(野地)、18・35・45mm(赤身、源平)
	幅	125mm、150mm、200mm
造作材	長さ	2m
	断面	45mm×125mm

(別表2)持続可能な経営がなされている森林協定事項

森林の所在について:吉野川上流域嶺北5カ町村(大豊町、本山町、土佐町、大川村及び本川村)内の森林であること。

森林施業計画について:森林施業計画がたてられていること。

森林施業について

- 森林施業計画において、伐採予定箇所への植栽(再造林)が計画されていること。
- 森林施業計画において、適正な間伐が計画されていること。

(別表3)

持続可能な森林経営に関する事項

森林施業について

- 部材供給のために伐採(皆伐)された箇所への植栽(再造林)を行うこと。
- 植栽した箇所は、下刈、間伐等の育林作業を適期に行い、適正な森林管理を行うこと。
- 森林施業計画にそった間伐を行うこと。

森林の伐採に関する事項

切り匂と葉枯らし乾燥

森林の伐採にあたっては切り匂を守り、素材の搬出の前に十分に葉枯らし乾燥を行うこと。

(別表4)住まい手の参加に関する事項

森林の伐採について

主要な構造材となる林分の伐採に際して、可能な限り住み手による斧入れ式を受け入れること。

森林施業への参加について

- 部材を供給するために伐採した跡地の植栽(再造林)に際して住み手の参加を受け入れること。
- 部材を供給するために伐採した跡地の育林作業に際して住み手の参加を受け入れること。

山側の参加に関する事項

住宅の見学会について

この協定による木材を使用した住宅について、可能な限り山側の参加する構造見学会(上棟後)住宅見学会(竣工後)を開催すること。